

## 日本国憲法第二章 戦争の放棄

### 〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 「九条の会・流山」とは

2004年、憲法9条を変えて日本をアメリカに従って戦争する国に変えてしまおうという動きに警鐘を鳴らし、改憲を阻むための一人ひとりの努力をよびかけ、ノーベル賞作家の大江健三郎さん、澤地久枝さん、井上ひさしさんたちが九条の会をつくりました。

流山でもこのよびかけに呼応して2006年に、思想・宗教・支持政党を超えて広範な人々が集まり「九条の会・流山」が発足しました。

2014年7月安倍内閣は集団的自衛権行使を認める閣議決定により、強引に憲法の解釈を変えました。前にも増して9条をはじめとする改憲の危機がせまっています。

今こそ私たち一人ひとりが、主権者としての声を大きく上げましょう！



■連絡先 TEL/FAX  
石林紀四郎 (04-7154-7511)  
三原真子 (04-7152-6559)  
山田洋子 (04-7144-3993)

## 集団的自衛権 行使とは



海外の  
戦場で  
日本の若者が  
殺し  
殺される  
こと

2014.8.9

## 九条の会・流山

## 許すな!! 憲法無視・国民の 声無視の「閣議決定」

安倍内閣は、国民の声を無視して集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。集団的自衛権とは、日本が攻撃を受けていなくても、海外で日本の若者が武器をとって戦うこと。歴代政府も「憲法9条の下では認められない」としてきました。戦後半世紀にわたる国民的論議の中で確立されたことを一内閣の閣議決定で変更することは立憲主義の破壊であり、決して許されません。

現実には起こりえない事例を示し、「国民の安全を守るため」「必要最小限度」など



が、防衛省の幹部でさえ、「実際の戦争に『限度』などありえない」と語っているように、一旦争いが始まれば武力の拡大へとつながるのは必至のことです。

## 戦争は愛するものを失うこと

戦争は防衛という大義をつけて国と国とで始めてしまいます。国民はその時すでに遅しで国の命令に背くことは許されません。戦場に立たされる若者は恐ろしい圧力で人間性を奪いつくされ、憎んでもいない他国の人と殺しあうのです。命令する国家権力者は安全な中枢の所に居て、爆撃で傷つき泣く子の痛み、抱く母の悲しみや、愛する者を戦場へ送る

家族の苦しみなどは思いやることができない人たちです。

## 「集団的自衛権」を 行使させない世論へ

「国民の命・財産・権利」は武力によって守るのではなく、「戦争をしな

い・軍隊をもたない」を定めた憲法9条にもとづく徹底した平和外交によって守られるのです。

今こそ、国民はこの閣議決定に対し、あきらめずに反対の意思を示し「戦争する国づくりは許さない」「若者を戦場へ送らない」との声を上げ、安倍政権の暴走を止めましょう。

